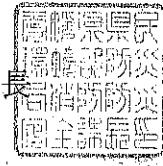


2 消第714号  
令和2年11月24日

愛媛県高压ガス保安協会長様

愛媛県県民環境部防災局  
消防防災安全課長



高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
の一部を改正する規程について

令和2年11月9日付け20201022保局第1号で経済産業省大臣官房技術総括・  
保安審議官から通知がありましたので、通知します。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	技師 山岡 出
連絡先	〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail yamaoka-izuru@pref.ehime.lg.jp

経済産業省

20201022保局第1号

高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年11月9日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程

高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2020  
0715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

# 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を 改正する規程について

令和2年11月  
経済産業省  
高圧ガス保安室

## 1. 概要

### (1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関する規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、水素燃料電池自動車の普及等の水素社会の実現に向けた技術進歩等に対応し、適切な保安規制を課すため、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）に掲げられた圧縮水素スタンドに関する規制見直し項目のうち、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会等において有識者等による審議の結果、安全上問題がないことが確認できた項目について、関連省令等を改めるものである。

### (2) 改正を行う法令等

・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20200715  
保局第1号。以下「基本通達」という。)

## 2. 具体的な改正の内容

### <圧縮水素スタンドにおける保安監督者の兼任の許容>【基本通達】

#### (1) 概要

第一種製造者の圧縮水素スタンド等においては、法第27条の2第1項に定める保安統括者に代わり、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第64条第2項第5号に基づき、製造保安責任者免状の交付を受け、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し6月以上の経験を有する者等にその製造に係る保安を監督させることを可能としている。

この製造に係る保安を監督する者（以下「保安監督者」という。）について、現状では、その職務に鑑み、2以上の圧縮水素スタンド等の保安の監督に係る業務を兼務することは法令上想定されていないが、今般、一定の要件を満たすことを前提に保安監督者の兼任を可能とするため、その要件の明確化に係る改正を行うものである。

## (2) 具体的な規定の内容

1名の保安監督者が同時に2以上の圧縮水素スタンド等（※）の保安の監督に係る業務を兼務する保安管理体制をとろうとする場合（以下、当該保安監督者を「兼任保安監督者」という。）の要件として、「準保安監督者を選任し、圧縮水素スタンド等に常駐して平常時及び緊急時の対応を行わせること」、「兼任保安監督者は、保安監督者として6月以上の実務経験等を有するとともに、平常時は1週間に1回以上、緊急時は少なくとも24時間以内に現場に赴き保安の維持の状況等を自ら確認すること」等を定めるとともに、事業者は要件に基づき対応する内容を危害予防規程に定めることとし、これらの要件を基本通達で規定する。

※一般則第7条の3に規定する圧縮水素スタンド及び同規則第8条の2に規定する移動式圧縮水素スタンドを指す。

以上

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）**20200716 保局第1号** 新旧対照表

(改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
制定 2020年7月15日 保局第1号 令和2年 8月 6日	制定 2020年7月15日 保局第1号 令和2年 8月 6日
改正 2020年10月14日 保局第1号 令和2年10月30日	改正 2020年10月14日 保局第1号 令和2年10月30日
2020年10月22日 保局第1号 令和2年11月 9日	
<p>(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第63条関係</p> <p>(1) 法第27条の2第1項第1号の経済産業省令で定める者として、<u>第64条第2項各号に定める要件を満たし、製造に係る保安について監督する者（以下「保安監督者」という。）</u>による保安管理体制をとる場合においては、第2項第2号中「保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の行うべき職務」とあるのは、「保安監督者その他の従業者の行うべき職務」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 第7条の3に規定する圧縮水素スタンドは第8条の2に規定する移動式圧縮水素スタンドにおいて、1名の保安監督者が同時に2以上の圧縮水素スタンド等の保安の監督に係る業務を兼ねる保安管理体制をとることとする場合（以下、当該保安監督者を「兼任保安監督者」といい、その選任の要件及び職務については、第64条関係に定めるとおりとする。）、当該2以上の圧縮水素スタンド等においてそれぞれ定める危険予防規程に規定すべき第2項各号に掲げる事項の細目には、以下の内容も明記すること。</p> <p>① 兼任保安監督者に関する事（兼務する他の全ての圧縮水素スタンド等の名称及び所在地、兼任保安監督者が圧縮水素スタンド等以外の場所で待機する場合には、待機場所の所在地、達成の方法並びに具体的な職務の内容）。</p> <p>② 保安監督者に関する事（以下「准任保安監督者」といい、その選任の要件及び職務については、第64条関係に定めるとおりとする。）に関する事（選任の方法及び具体的な職務の内容）。</p> <p>③ 兼任保安監督者、准任保安監督者その他の従業者の責任権限及び指揮命令系統に関する事。</p> <p>④ 緊急時における事業者の組織的な実施体制に関する事。</p> <p>⑤ 回避避難時を想定した応急の措置に関する訓練及び保安教育の実施に関する事。</p> <p>(3) 第7条の4に規定する圧縮水素スタンドにおいて、第64条第2項第5号に規定する保安監督者による保安管理体制をとる場合、第2項各号に掲げる事項の細目を定める危険予防規程には、危険時の措置を含む保安管理体制の運用を具体的に示すために、当該圧縮水素スタンド及び監視所の所在地、保安監督者の職務、監視所で監視を行う者の職務、監視の体制、第7条の4第3項第2号の点検を行う者（点検者）の職務、法第36条第1項の災害の発生の防止のための応急の措置（以下「危険時の措置」という。）を行う者の職務及び常駐する場所（当該圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスによる事故、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、直ちに危険時の措置に對応できる場所とすること。）</p>	
<p>(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第63条関係</p> <p>(1) 法第27条の2第1項第1号の経済産業省令で定める者として、<u>第64条第2項各号に規定する「保安について監督させる場合の者」（保安監督者等）による保安管理体制をとる場合においては、第2項第2号中「保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の行うべき職務」とあるのは、「保安監督者その他の従業者の行うべき職務」と読み替えるものとする。</u></p> <p>【新設】</p> <p>(2) 第7条の4に規定する圧縮水素スタンドにおいて、第64条第2項第3号に規定する「保安について監督させる場合の者」（保安監督者）による保安管理体制をとる場合、第2項各号に掲げる事項の細目を定める危険予防規程には、危険時の措置を含む保安管理体制の運用を具体的に示すために、当該圧縮水素スタンド及び監視所の所在地、保安監督者の職務、監視所で監視を行う者の職務、監視の体制、第7条の4第3項第2号の点検を行う者（点検者）の職務、法第36条第1項の災害の発生の防止のための応急の措置（以下「危険時の措置」という。）を行う者の職務及び常駐する場所（当該圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスによる事故、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、直ちに危険時の</p>	

<p>の所在地、駆けつけ時間及び当該時間を定めた根拠、付近の住民への退避警告に関する事項等も明記すること。</p> <p>ここでいう駆けつけ時間とは、当該圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスによる事故、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（広域災害等により駆けつけが困難な場合を除く。）に、保安監督者又は危険時の措置を行なう者が、異常を覺知してから当該圧縮水素スタンドに到着するまでの時間とし、30分を超えない範囲で、法第36条第1項が求める内容に照らして合理的な時間を設定すること。この駆けつけ時間を定めるにあたっては、瞬時に発災があった場合も想定することとし、事故時、災害時の対応に影響を与える要因（例えば、圧縮水素スタンドの保安設備の整備状況、圧縮水素スタンド周辺の立地環境、周辺住民の理解及び地域の関係企業・団体との連携状況等）も勘案すること。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>措置に対応できる場所とすること。の所在地、駆けつけ時間及び当該時間を定めた根拠、付近の住民への退避警告に関する事項等も明記すること。</p> <p>ここでいう駆けつけ時間とは、当該圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスによる事故、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（広域災害等により駆けつけが困難な場合を除く。）に、保安監督者又は危険時の措置を行なう者が、異常を覺知してから当該圧縮水素スタンドに到着するまでの時間とし、30分を超えない範囲で、法第36条第1項が求める内容に照らして合理的な時間を設定すること。この駆けつけ時間を定めるにあたっては、瞬時に発災があった場合も想定することとし、事故時、災害時の対応に影響を与える要因（例えば、圧縮水素スタンドの保安設備の整備状況、圧縮水素スタンド周辺の立地環境、周辺住民の理解及び地域の関係企業・団体との連携状況等）も勘案すること。</p> <p>(3) [略]</p>
<p>第04条関係</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第2項第1号及び第3号から第5号までの場合において、事業者は、事業所ごとに保安監督者を1名以上選任し（代理者の選任及び交替制をとっている事業所における交替制の直ごとの選任は必ずしも要しない）、法第32条第1項から第3項までに規定する保安監督者等の権限に相当する職務を行わせることとする。</p> <p>保安監督者は、高圧ガス製造施設を使用する際、第7条の4に規定する圧縮水素スタンドの場合を除き、當時ある必要はないが極力常駐する者又は速やかに事業所に駆けつけられる場所に待機するようとすることが望ましい。また、保安監督者は常駐所に不在となる際には、当該保安監督者と常に連絡を取ることができるべき体制を確保すること。</p> <p>(3) 上記(2)にかかわらず、第7条の3に規定する圧縮水素スタンド及び第8条の2に規定する移動式圧縮水素スタンドに限り、次の要件を満たす場合は、当該圧縮水素スタンド等において、第2項第5号に定める保安監督者として兼任保安監督者を選任し、当該兼任保安監督者による保安監督体制をとることができるものとする。</p> <p>① 事業者は、圧縮水素スタンド等ごとに兼任保安監督者を1名以上選任し（代理者の選任及び交替制をとっている圧縮水素スタンド等における交替制の直ごとの選任は必ずしも要しない）、法第32条第1項から第3項までに規定する保安監督者等の権限に相当する職務を行わせるよるとし、それぞれの圧縮水素スタンド等における保安の維持の状況等について、1週間に1回以上、緊急時は少なくとも異常を覚知してから24時間以内に、当該圧縮水素スタンド等に向ら赴き確認されること。併せて、事業者は兼任保安監督者を1名以上選任し、当該圧縮水素スタンド等に常駐して駆遣勤務及び転勤の方法についての連絡及び点検並びに災害の発生又はそのおそれがある場合の応急措置を行わせること（交替制をとっている場合には交替制の直ごとに配属することとする）。</p> <p>② 兼任保安監督者は、二つの圧縮水素スタンド等における保安監督者としての8月以上の実務経験及び圧縮水素スタンド等の從業者を指揮する能力を有すること。</p> <p>③ 兼任保安監督者は、高圧ガス製造施設を使用する際、圧縮水素スタンド等に常駐する必要はないが、不在となるときには常に連絡を取ることができるべき体制を確保すること。</p> <p>④ 兼任保安監督者は、圧縮水素の製造に専じ1年以上の経験を有する者又はそれと同等以上の能力を有</p>	<p>第04条関係</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第2項第1号及び第3号から第5号まで「保安について監督させらるるもの」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの事業所において、監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。</p> <p>第2項第5号の事業所において用いられる冷凍設備であって、第7条の3関係1、で規定する冷凍設備でありながら、かつ、冷凍保安規則第36条第2項第1号イからチまでに掲げる要件を満たすものにあっては、保安について監督させらるる者又は従業者が常駐しなくても運転できるものとする。</p> <p>[新設]</p>

<p>する旨として、圧縮水素スタンド等の設備の構成及び運転業務を熟知し、あらかじめ定められた業務規程や業務マニュアル等の要領に従い適切に業務を遂行することができる者とすること。</p> <p>⑩ 教任保安監督者、准保安監督者その他の従業者の責任範囲及び指揮命令系統を明確にすること。</p> <p>⑪ 事業者は、緊急時における兼任保安監督者又は準保安監督者からの要請に応じた対応ができる組織的な支援体制を確保すること。</p> <p>⑫ 事業者は、消防署火消戸を指定し、兼任保安監督者、準保安監督者、その他の従業者による応急措置に係る訓練を行うとともに、従業者に対する保安教育を実施すること。</p> <p>⑬ 従業者は、上記①から⑦までの要件に記載された内容を危害予防規程及び保安教育計画に明記するとともに、兼任保安監督者及び准保安監督者の選任における判定及び従業者の教育に際しては、それらの実施に係る記録を残すこと（なお、危害予防規程及び保安教育計画の策定に当たっては、JPEC-ID CG05(2020)「保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の保安教育計画の指針」及びJPEC-ID 0006(2020)「保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の保安教育計画の指針」を参考にすること）。</p> <p>(4) 第2項第5号の事業所において用いられる治癒装置であつて、第7条の3関係1.で規定する治癒装置であり、かつ、治癒保安規則第36条第2項第1号イからチまでに掲げる要件を満たすものにあっては、保安について監督せらる者又は従業者が管轄しなくても運転できるものとする。</p> <p>(5) 【略】</p>	<p>〔新設〕</p> <p>(3) 【略】</p>
---	----------------------------